

## 第32回津市総合教育会議議事録

日時：令和元年5月27日（月）

午後3時開会

場所：津市教育委員会庁舎4階 教育委員会室

出席者

津市長

前葉泰幸

津市教育委員会

教育長 倉田幸則

委員 上島均

委員 滝澤多佳子

委員 富田昌平

委員 中村光一

事務局 失礼いたします。定刻になりましたので、前葉市長から第32回津市総合教育会議の開催の御挨拶をお願いいたします。

市長 では、ただいまより第32回津市総合教育会議を開催いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは本日の協議・調整事項といたしましては、(1) 幼児教育・保育の無償化について、(2) 学力を向上させるための教員が子どもたちと向き合う時間の確保に向けた主な施策について、そして(3) 教育大綱の改正に向けた今後の進め方についての3件でございます。それでは早速、(1) 幼児教育・保育の無償化について協議に入りたいと思いますので、事務局から御説明をさせていただきます。

市長 はい。どうぞ。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 失礼いたします。今年の10月より実施されます幼児教育・保育の無償化の概要について、資料に基づき事務局から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。今回の無償化は急速な少子化の進行と幼児教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため、3歳から5歳までの子どもの幼稚園・保育所・認定こども園等の費用と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育所等の費用を無償とするものです。お手元の資料1を御覧いただけますでしょうか。まず資料1の上の表については、今回、無償化になる対象者と対象範囲等が書かれています。対象者といたしましては、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもとなっております。無償化の対象となる利用料といたしましては、新制度移行済幼稚園については全額、新制度未移行幼稚園については2万5,700円を上限とした金額、国立大学附属幼稚園については8,700円を上限とした金額となっております。また、今回の無償化では新たに就学前の障がい児の発達支援も行い、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、児童発達支援施設等の利用料も対象となってきます。こちらの利用は幼稚園や保育所又は認定こども園と併用する場合は、ともに無償化の対象となります。

続きまして、下の表を御覧ください。こちらは預かり保育の利用料についての記載となっております。これまで1号の支給認定を受けていた子どもが保護者の就労等で保育の必要性の認定を受けた場合は、保護者の申請により預かり保育の利用料についても上限額はありますが、無償化の対象となります。幼稚園の

預かり保育については、新制度移行済園、未移行園、こども園で1号認定こどもの満3歳から5歳児までが対象となります。対象限度額といたしまして、満3歳からは、市民税非課税世帯のみで、上限1万6,300円、3歳児から5歳児は上限1万1,300円が無償となります。最後に資料1の2を御覧いただけますでしょうか。こちらは、今回の無償化でこれまで生活保護世帯を免除の対象としていた階層を広げ、年収360万円未満相当の世帯の全ての子どもと全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食の副食費を免除するというものです。これにより、津市の幼稚園利用者で給食副食費が無償となるのは、公私立幼稚園合計で、190名ほどになると見込んでおります。以上、10月の施行が円滑に進められるように子育て推進課と連携しながら、今後も引き続き、対象の幼稚園の利用者、市民への説明を行い、必要な事務手続きについても進めていきたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

市長 ありがとうございます。この中身を議論する前に、おそらく現実に幼児教育の無償化を前にして現場でどういうことが起こっているのか、あるいは保護者の皆さんがどのように受け止めておられるのかという話を聞かせてもらった上で話を進めたほうが良いように思いますので、教育委員会事務局から今、どのようなになっているのか話をしてください。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 失礼します。保護者の方は、今現在、利用していただいている方は無償化になることに、大変喜んでみえます。教育委員会事務局としても、利用者の方がこの無償化を実感してもらえようように立て替え払いや代理受領といった方法を考えております。動向といたしましては、これまで、お子さんを家庭で保育していた保護者が無償化を機に就労を考えたり、また幼稚園に通わせている家庭の保護者が幼稚園の預かり保育を利用したり、又は保育所に変更したりするなどの様々なことが考えられます。

市長 それに対して10月以降、どんな準備をしているのか、例えば今話があったように預かり保育が増えてくれば、それに対応できるのかとかですね。それから幼稚園と保育園の間の転園があるのかないかとか、あった場合には、それに応じたような準備をしているのか、その辺りはどうでしょうか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 預かり保育の無償化の対象については、平成29年度の実績で190名ほどと考えております。これについては、6月の補正予算で対応しております。あと、広報津4月1日号で市民の方に周知してお

りますけれども、国の概要が固まってきましたので、改めてもう一度周知を行いたいと思っております。9月1日の津市立幼稚園の園児募集の際にも無償化のことにふれて市民への周知を図りたいと思います。幼稚園等の施設についての説明については、私市立幼稚園について何回かこれまでもお話してはいたのですが、概要が固まりましたので、5月22日に子育て推進課と一緒に私立幼稚園協会に出向きまして、無償化の説明の概要と幼稚園において実際にしていただく事務についての説明を行いました。事務については、幼稚園側の負担にならない集計の方法などを提示してきました。今後、保護者の方が申請する用紙等が出る予定の6月末には、私立幼稚園協会に出向きまして、申請する用紙等をお渡しする予定であります。公立幼稚園への説明会は、6月14日の幼稚園長会で、現状の説明を行いたいと思っております。以上です。

市長 では、ただ今の説明を受けまして何かありませんか。ありましたらお願いします。はい、どうぞ、滝澤委員。

滝澤委員 無償化になりますとやはり預けて就労したいという需要が、今までは有料であったので、保育需要が少ないような家庭でも就労意欲が出てくる可能性が普通にあります。今現在、待機児童について津市にそれほど問題がなければよしいんですが、預けて働きたい、でも仕事に就くためには預ける幼稚園なり保育所なり、預かり保育なり、保育施設がないと出来ないわけですから、希望者はあるけど待機児童は増えるという状況を想定してみえると思います。本市のキャパと言いますか、施設のキャパということにつきましては、どのように待機児童に対応していくのかについて、現状と予想の御説明をお願いしたいなと思います。

市長 重要なことですね。今、幼稚園に行かせたまま、預かり保育をお願いしたいという人も増えてくるし、幼稚園から保育園に移る人は出て来るのだろうか、そして、その場合、待機児童を増やしてしまうという話なんです、そのためには教育委員会が自ら対応できる部分と、自然体として対応していかないといけない部分の両方があると思います。

教育長 まず、預かり保育の部分につきましては、先ほど190人ぐらいという人数を言ってもらいました。そのように予測しておりますので、その人数については現在の施設で見ることはできるかなと考えております。また、実際、保育の需要がどれだけになるかについては、難しい部分がありますが、色々な動きが想定されると考えています。話がそれるようですが、先日、21日に私立幼稚園協

会の会長さん、副会長さんに来ていただいて話をさせていただいた折にも、この無償化を話題とさせていただいたところ、私立さんの予測としては、かえって、無償化によって、私立幼稚園さんを希望される方が増えると思ってみえるところをお聞きをしたところです。その状況に対して、私立さんのほうは対応できるような準備をしているとおっしゃってみえました。しかし、公立幼稚園は、やはり無償化によって増えるというのは、私立さんとも条件も違いますので、なかなか考えにくい部分があるのではないかと思います。ただ一部、例えば、外国につながるお子さんで家庭にみえるお子さんについて、無償になることにより、若干公立を希望するということはあるのかなと考えております。

滝澤委員 そうですね。ある程度、むしろ私立のほうが増えて、公立はそれほど増えないのではないかと、もしかすると減少する可能性もあると予想してみえるということなのですね。素人の考えですけど、保育園のほうは所管ではないのですが、認定こども園などの関連する施設では、やはり保育需要が高まってくるんだらうなと思いますので、円滑に幼稚園から保育園へ、あるいは預かり保育が受けられるような準備は十分徹底してやっていただきたいなと思います。

教育長 その辺り、津市の全ての子どものために、今後も私立さんは私立さんで持っている情報もありますので、定期的に情報交換をしながら、公立幼稚園としてどのようなことを考えてやっていくかについて、今後も考えていきたいと思えます。

市長 はい。他はどうですか。

上島委員 こういう施設での条件が整ったとき、全ての世帯の津市の幼児がこれで本当にうまくいくんだらうかと思えます。この条件にはまって、生活も含めてやっていけるというのは、逆に言ったら私立に行く、いろいろなところに行くということだけれども、そこへも行けない子どもたちを市としてどのようにしたらいいのかと、何か対策はしていますか。

教育長 今の話は、幼児教育、就学前教育を希望されているけれども、就園するのが難しい子どもたちのことについてどんなふうに考えているかということでしょうか。

上島委員 例えば、私立の保育料は無償になります。だけれども、それ以外に一体どれだけ必要なのか、それが払えない厳しい家庭もあると思えます。それを救

ってやらなければと思います。それから、朝、9時以降であれば確かに迎えの車が来るものの、仕事の内容によっては、それは無理だという家庭もあると思います。例えば、8時前に出て行かないといけない家庭を救ってあげることができるのかというような、いろいろと本当に困っている家庭をどう救ってやったらいいかと。そのことによって幼児教育が、子どもたちへの教育が遅れてしまうということがないようにしてやりたいと、では津市はどうしたらいいかということまで、考えを進めていってもらっているのかと思います。

教育長 先ほども少し申し上げましたけども、同じ津市の子どもに対して、私立さんとこちらと役割分担をしながらやっていくという視点が、今後、ますます必要であるのかなと思います。先日も私立幼稚園協会の会長さん、副会長さんと話しをさせていただきましたが、最初から公立は何をする、私立は何をするというお互いがお互いの考え方を凝り固まってということではなくて、一体、本当に津市の子どもたちに対してお互い公私ともに、どのような形でやっていくかについて一度、結論ありきではなくて、まず話をすることが必要であると思います。その話の中において、今おっしゃっていただいた公立で、全て拾えるわけでもなく、なかなか難しいところではありますが、それを仮に、もし公立でやるとしても、やはり私立さんのいろいろな経営に影響が出てくるのが考えられますので、津市の子どもたちの保育ニーズにどう応えていくかということについて、一緒に考えてやっていきたいと思います。

上島委員 本当に私立と公立とがきちんと話し合いをして、私立はここまでしかできないんだと、できない部分は、公立としてどうしていくかということを中心に考えていかないといけないのではないかと思います。そこをやはり協会とも話し合いながら、我々ができる範囲というものを探っていく必要があるのではないかと考えます。

市長 その辺りは、私立がこういうことはできないという話はアンテナを高くして聞いてもらわないといけないのかなと思います。ありがとうございました。他にいかがですか。

富田委員 無償化によってどういった変化が起こるかというところで、先ほどおっしゃられましたけれども、やはり「働こうか」と就労を希望する方は、確実に増えるのではないかなと思います。ただ劇的に増えるかと言ったらそうではないかなと、予想ですけれども思いまして、それは先ほど教育長も言われましたけども、この無償化によって一番、ある種、得をすると言いますか、一番経済的

に助かるというのは、現在、私立の幼稚園に預けている御家庭ということにはなるかと思imasので、そういった世帯の方が就労にすぐに傾くとは、ちょっと思えないかなということが一点です。ただ、その場合、私立さんは、先ほどのお話にあったような預かり保育ということに関しては、現時点でも対応されていますし、今後もよりそこを充実させていこうと思われるんですけども、現状、公立のほうでは、それを行なっていないことによって、より差が明らかになるということなので、無償化に伴ってやはり公立でも、その預かり保育については、何らかの形で考えていくことも必要なかなと思います。もう一つは、やはりその無償化によって子育てというものを基本的に、その幼稚園、保育所や認定こども園に任せる傾向が、今後より一層強まるのではないかなと思います。すでに90年代後半からそのことについては言われていまして、こども達の基本的な生活習慣の自立を幼稚園・保育園に任せるような傾向が強まってきているかと思imas。その一方で、早期教育に関心を持つ傾向が強まっていて、ですから、特に私立の幼稚園さんに預けている御家庭の方が無償化によって、ある種、浮いたお金をどこに利用するかと言ったら、早期教育になりやすいのかなと思います。ですから、そうなるくと幼児教育の幼児期の時点で、その習い事にたくさん行って、ある程度学力が上がっている子とそうでない子という教育格差が幼児期の段階で付いてしまうという問題を小学校以降の教育において、どう考えて対応していくかも合わせて考えていく必要があるかなというふうに思imas。

市長 これは教育委員会が、しっかりと正面から向き合わないといけない課題でしょうね。一つは公立の幼稚園の預かり保育をもっと充実させていかなければという質問、もう一つは、仮に少し経済的にゆとりがある人が幼稚園に必要となくなってきたお金で早期教育、幼児教室にお金をかけるという傾向が強くなれば、そのことによって教育格差が広まらないか、仮に広まったとすればどういうふうに向き合っていくかという質問ですね。

教育長 今後、そういったことも想定される中で、やはり今まで以上に小学校に入る前の環境の差が出てくるのが、先日、私立幼稚園協会さんとの話しあいでも出ていました。どうしても我々は公立ですので、公立幼稚園と公立の学校というのがありますが、人数は私立さんのほうが多いわけで、頭を柔らかくして津市の子どもの就学前教育が、一体どんな状態であるかを踏まえて、小学校にどうつなげるかを今後、さらに考える必要があつて、課題として、しっかりやっていきたいなと思imas。

市長 預かり保育はどうですか。

教育長 預かり保育につきましては、引き続き私立幼稚園さんや協会さんとも話をしながら、先ほど申しあげました公私の役割という中で、継続して話をしてニーズに応じていきたいという考えは持っております。

市長 これは、明らかに預かり保育の認定を受けた子どもは、いわゆる「25,700円と37,000円の差額は出しますよ。」ということになるわけで、それは当然、状況が変わっていますので、ニーズが出てきますよね。はい、中村さん、どうぞ。

中村委員 先ほどの滝澤先生のお話にもありましたように、先ほどの話もそうなのですが、無償化になることによってどう動くかという読みというのは、非常に難しいかなと確かに思うんですけど、従来から課題になっておりました旧津地域での幼稚園のあり方、これをどうしていくかによって、やはりこの無償化に伴う動向をしっかりと見極めた上で施設、幼稚園のあり方をしっかりと協議していただきたいなと思います。

市長 よろしいですか。最後に中村委員がまとめていただいた結果、将来への非常に大きな課題になるのではないかと思います。

では次の課題に入ります。学力を向上させるための教員が子どもたちと向き合う時間の確保に向けた主な施策についてでございます。では事務局より、説明してください。

下里参事 座って失礼いたします。学力を向上させるための教員が子どもたちと向き合う時間の確保に向けた主な施策の現状と課題について、簡単に御説明いたします。資料2を御覧いただきたいと思います。まず、1の人的支援として、(1)の教員支援員について御説明いたします。教員支援員は平成30年度に三重県で初めて津市が設置したもので、4名を大規模校に配置いたしました。教員支援員の配置の検証の結果、子どもたちと向き合う時間の確保に効果があったことから、令和元年度におきましては配置数を拡大するとともに、小規模校への配置や、1人の教員支援員が2校勤務を行うなどの新たな取組を行いまして、現在、7名、11校に配置をしております。課題といたしましては、引き続き、本年度も効果の検証を行いまして、勤務校数や勤務条件、勤務期間や勤務時間等を工夫した運営によりまして、配置の拡大を検討していきたいと、そういう必要があると考えております。同様の事業としまして、(2)の県事業でありますスクール・サポート・スタッフも、平成30年度に1名1校、令和元年度には2名2



校に配置しておりますが、課題としましては三重県が確保している人材が県内で15名ということで非常に少なく、各市町が必要とする配置人数に至っていないことから、県枠の増員が必要と考えております。(3)の部活動指導員につきましては、県事業を活用し、配置数を平成30年度は2校2クラブ、令和元年度は9校10クラブに増員する予定でございます。課題としましては、これも県の配置人数が21名ということで少ないことから、また要望を行い、増やしていただくことが必要かなと考えております。それと2ページを御覧いただきたいと思うんですが、この事業は国の補助事業であり、運動部、文化部両方の活用が可能と国は決めているんですが、三重県は運動部のみを対象としておりまして、文化部は対象外となっておりますので、国と同様、両方の部活動を対象とするように、県制度の改正や県枠の増員の必要があると考えております。スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の県制度上の課題について、教育委員会事務局としましては、昨年度に引き続きまして、本年度も県政要望にて改善の要望をあげていきたいと考えております。

2のスクール・サポート連携事業でございますが、この協定は幼稚園、小中学校、義務教育学校において発生した各学校だけでは解決が困難な児童生徒に対する法的課題に対し、弁護士による助言等を受け早期解決、未然防止、相談体制の充実を図ることを目的としておりまして、教育委員会と弁護士会が連携協定を結ぶのは三重県内で初となります。この協定に基づきまして、研修会や相談会を開催しておりますが、学校の困り感を正確、迅速に弁護士にお伝えして、いかに早期対応、早期解決を図ることができるかが課題と考えております。

3の統合型校務支援システムにつきましては、平成29年10月から全小中学校、義務教育学校にシステムを導入しまして、通知表や指導要録、出勤簿、提出書類、卒業証書などを作成しておりまして、事務の効率化、職員の事務負担の軽減を図ることができております。課題としましては今後、さらに運用範囲を拡大し、さらなる事務効率化を図るために、実効性の高いシステムを構築していく必要があるかと考えております。

4のデジタル教科書につきましては、新学習指導要領の実施に合わせまして、小学校の5、6年生、中学校の1年生から3年生の国語、英語にデジタル教科書を導入する予定でございます。平成30年度から市内の小中学校3校、中学校2校をモデル校としまして、効果の検証や本格的な活用の研究を行っております。課題といたしましては、デジタル教科書をインストールする指導者用の端末の整備、及び効果的に活用するための教員のスキルアップが必要であると考えております。以上で主な施策の現状と課題について、説明を終わらせていただきます。御協議のほど、よろしく願いいたします。

市長 ありがとうございます。どうぞ御自由に御発言ください。

中村委員 まず、教員支援員ですが、まだちょっと時期は早いかも知れませんが、複数校配置の状況について、教えていただけますか。

教育長 今年、新たに行った教員支援員の複数校配置ですが、実際に運用を調べましたら、勤務時間は週30時間ありますので、例えば週の中で月水と火木金とかに曜日を割ってやっていたり、学校によっては月曜日をその週ごとに入れ替えたり、あるいは曜日を固定したり、例えばA校は月水金とか、B校は火木の割振りを2学期に入れ替える予定であるとか、そのようなことで基本的に、一週間の中で曜日を割るとかたちでやっていると聞いております。また、どれぐらい上手く仕事をしていただいているかについては、今の段階ではなかなかつかみにくいですが、今までのとおり印刷業務でありますとか、あと中学校ではグループメールの確認などが多分にありますので、それをしっかりしていただいているということを知っています。

中村委員 あと一つ、デジタル教科書の指導者用端末の整備が課題とあるんですけど、これは指導者用端末がないということですか。

川原田課長 失礼します。指導者用端末ですけども、今のところ教員の1人1台パソコン、いわゆる教務用パソコンにインストールして、やっております。毎回、外して持っていかなければならないということがありましたが、今年度、教室に1台のタブレットパソコンを設置する予算をいただきましたので、それで3年かけて各教室に1台のタブレットパソコンを設置して、それで再生することで整備をしていきたいと考えています。

富田委員 教員支援員の件について、小学校5校に配置された方は、幼稚園長や保育園長を退職された方が多いです。そこがやはり非常にいいなと思いました。というのも、やはり幼児期の発達や教育についてのスペシャリストでもありますので、特に低学年の指導において様々に何か問題が考えられる場合に、いい相談相手になるんじゃないかということが考えられます。その場合に、これも教員支援員の元々の目的としては、子どもたちと向き合う時間の確保のために事務作業を代替えするという役割ではあるんですけども、保幼小の接続、連携というところとか、あるいは低学年児童の指導というところでの幼児期の子ども理解ということや小学校現場の先生方にもより深く知っていただくという、そういう側面での役割というもの、こうした専門性を持たれている方に対しては期

待できるんじゃないかと思います。ですので、教員支援員の元々の目的の範疇とは異なるんですけども、そこをどうお考えになるかをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

市長 よろしいですか。はい、教育長。

教育長 これは、津市の独自の考え方として、幼稚園長や保育園長、また行政の方が今までに培ったスキルを活かせるということで、教員の事務負担軽減につながる教員支援員の配置を行いました。また、事前に希望も取っており、非常にモチベーションが高い方を配置しています。先ほどお話していただいたように本来のその事務負担という仕事を超えた、先ほどおっしゃっていただいた園長さんであれば子どもとの「このような関わり方があります。」という助言とか、行政経験のある方が中学校に行っていたいただいており、今でもその経験を活かしていただいているということ等は、オプションという言い方は変かも知れませんが、津市独自の強みなのかなということで、今後もしっかりと活かしていきたいと考えております。

上島委員 人的支援ですけども、随分、スクール・サポート・スタッフや、部活導指導員にしても、県がかなり絞ってきているところをやはり何とかしないといけないと思うんです。市町の教育長会がありますね。あそこでこのことをきちんと話し合いをして、こんなものは要らないという市町も、あまり考えていないところもあったり、このことによって、どう学校に効果があるんだということをきちんと話し合わないといけないのではないかと、ただ単に事務担当でスクール・サポート・スタッフになっているけども、学校でいろいろな、ハード面だけではなくソフト面でのサポートもできるんじゃないかと思います。教員のOBとか校長のOBが入っていくと、困ったときに助け合うとかアドバイスするとか、そういったことができるんじゃないかと。そういう意味で、県としては、県庁の職員の退職後の、いわばフォローをすることは大事なことだと思っています。これをきちんとやって、教員をもっと退職後、活かす道があるということをもっと示してしていくべきじゃないかと思います。前から言わせてもらっていますが、教員は再任用で教壇に立つとかになってしまいうんですけども、そうではなくて裏側でサポートするということは非常に大事じゃないかと。そういったことに県もメスを入れたらどうだということも、話をしていく必要があるんじゃないかと思います。

それからもう一点ですが、このサポート連携協定ですけども、ものすごく複雑になってからここへ相談に伺うということだと、それまでのエネルギーと言っ

たら学校はものすごく大変です。ですから早い時期に、これはちょっとトラブルをおこしたなと思った時期にすぐ教育委員会にどうしようと、いわゆるヘルプが入る時点で、弁護士と相談しながら進めていくというのでは違うと思うんです。遅れると遅れるだけ、そこまでの保護者の付き合いとかいろいろなことに対するエネルギーが必要で、大変ですので、早いうちに教育委員会へ「こんなことが起きている。どうしましょう。」という情報が入ってくるシステムを作ってやってもらいたいなと思います。

教育長 まずスクール・サポート・スタッフと県の関係ですけども、昨年も津市は教員支援員を入れていきますので、津市の取組を県と十分に何度も協議させていただいております。お互いにスクール・サポート・スタッフの効果、それから教員支援員の効果ということをしっかり県とやり取りさせていただいて、県も十分、津市の効果も掴んでいただいておりますし、もちろん県のスクール・サポート・スタッフの効果も掴んでおります。ただ、スクール・サポート・スタッフの15人は、人口比率で言うと、おそらく単純な日本の人口を三重県の人口割合で割ったら50人ぐらい配置されてもいいのかなと思うんですけど、それはまだまだでありますので、やはり要望していきたいと考えております。

また、部活動指導員については、おそらく正直なところ各市町の中で準備が整っていないとか、人のあてがないとかで、手を挙げるのをためらっていると思われる。津市は昨年部活動指導員を入れていますが、非常に需要も高く、津市にたくさんまわしていただいているのは、元々津市が準備を進めて体制が出来ており、これは他の市町が今後、どれぐらいこの部活動指導員を必要とするかによっても、津市への人数が変わってくることもあると思いますが、引き続き県に要望していきたいと思っております。それから、先ほども出てきました、今の部活動指導員には、文化部が対象ではありませんけども、このことにつきましては、早速4月にありました第1回の教育長会議の場で自分から県教委にぜひ文化部もお願いしますということをしっかり要望させていただきましたので、引き続き県政要望でもお願いしたいと考えています。

市長 ここで一回切りましょう。現在、スクール・サポート・スタッフは実際に教員OBが行っているんですか。

教育長 スクール・サポート・スタッフは、学校に探していただいております、学校関係者ではなくて、一般の方に行っていただいております。

上島委員 これは教員ではだめなんですか。

教育長 そのようないわゆる制限はありません。資格を要するものではありません。

市長 またこれは、予算額は御覧のとおり、1人あたり56万1千円、これは年額ですよ。

教育長 時間額で千円です。

市長 年齢制限はあるんですか。教員の場合は、65歳を超えた方でスクール・サポート・スタッフとして行ってもらわないと、どうでしょうか。

教育長 現実的に今は再任用を多くの教員が希望していますので、その年齢ではなかなか難しいのかなど。実際、今年度、30代半ばの女性の方に2校、行っていただきました。

市長 教員の場合はもっと高い給料の職があるのですよね。

上島委員 よろしいですか。教員を退職した者全てが今のような指導員とか、それから教壇に立つとかを望んでいるわけではないんです。もっと違う職で、教育に携わって助けてやりたいということもあります。今の、講師の枠というのはいくらでも、逆に言えば若い方を入れられるのだから、こういう職を、言わば同じような条件で再任用として考えていけばどうだろうと思います。教員の成れの果ては狭い範囲のこれだけしかありませんよではなく、こんなこともありますよというひとつの枠を県としてはもう少し広げてやってもらいたい。そういう中にスクール・サポート・スタッフというのもあったらいいんじゃないかと思えます。だから予算額をもっと上げて、指導員と同じようにしてほしいと思います。

市長 これはものすごく窮屈な制度で、国が3分の1出すのでということなんですよ。スクール・サポート・スタッフの勤務時間に制限はあるのですか。

教育長 年間561時間という制限があります。

上島委員 これは国が決めているんですか。

市長 そうですね。このスクール・サポート・スタッフで今、上島先生が言われたようなことを実現するのはちょっと難しいかと思います。だから、すごく中途半端な仕組みなんですよね。ただ御指摘は、例えば教員OBでも今のようなスタイルとは別の雇い方があるのではないかということでもありますので、それはそうなんですよね。学校に全体の仕事が10あるとして、その中で講師に入ってもらことによって10を9.7とかに減らしているということなんですけど、では別の入り方で10を9.7ではなく、9.6とか9.5に減るかもしれない。もっといろいろなことをやっていただけるかもしれない。もっと自由なサポートの入り方で、津市の教員支援員みたいな仕組みを県庁が県で教職OBのために設ければすごくいいと思いますが、そこまで三重県教育委員会は考えてくれそうですか。

教育長 今、公式のほうでそういう意見を2回ほど聞いていますが、責任を持って回答するのは、なかなか難しいです。

上島委員 よろしいですか。でもそこが現場として困っているということは、やはり伝えていきたい。逆に言ったら、どんどん講師の枠が再任用に取られていると。やはりそこをある程度年齢の若い者も入るような枠をつくってやってほしいと。そうでないと、再任用はこうですよとしてしまって、何も動きがないのではなくて、もっと幅広く考えてやったらもっと効率よく、しかも役立つことになるんじゃないかというところを直々でもいいから県に言ってほしいと思います。

市長 はい、どうぞ。滝澤さん。

滝澤委員 皆さんがおっしゃったとおりなんですけど、県で配置されたスクール・サポート・スタッフとか部活動指導員も、先ほどのお話のように非常に使い勝手が悪い。人数も少ないですし、かといって本市の教員支援員も7人で、しかも複数校配置というところで、非常に先駆的に津市も考えてはいただいているんですが、なかなか十分には、多分、行き渡っていないと思うんです。本来は全校、教育支援員がいて然るべきかと思うんですけども、この限られた制度の中でやっていくためには、学力を向上させるために教員が子どもたちと向き合う時間を確保することを最大の目標にしないといけないので、制度の中で何とかやりくりをしていかないといけないんですけれども、そうすると、人の人的支援の全校対応が、制度の中では難しいとなると、もうひとえにお金がかからないような、例えば会議の工夫ですとか、その学校に合った、保護者のお力を借りるとか、地域ボランティアに力を借りるとか、公の制度、あるいは予算に頼らない、もっ

とその学校自体で出来る効率化、例えば、会議の効率化なり、それから協力依頼なり、あるいは校務支援システムをもっと合理的に使える提案なり、指導担当の教育なり、目に見えないことではあるんですが、創意工夫をそれぞれの学校でしていけないといけないんだと思うんです。そのためには、例えば成功事例ですね。横の情報と言いますか、こういうことをしたら、いつも朝礼で毎日職員会議をしていた時間が半分になったとかですね。そういう情報の連携をして、いいところをどんどん取り入れていただくことをやっていただきたいなと思います。津市だけではなくて、そういうことは全国的な課題ですので、いろいろなところで先駆的な取組をされている各市町がたくさんあると思うんですね。この前、NHKで麴町中学校のことをやっていましたけども、朝の朝礼時間が非常に短縮になったことで、そのような情報の共有と言いますか、いいと思うことはどんどん取り入れていただいて、公の制度とか予算に頼らない学校づくりと言うんですかね。校長の意識と言いますか、そういうことが必要なのではないかなと思います。

市長 どうぞ。

教育長 滝澤委員の御指摘のとおりで、お金の要る部分とお金を使わずに工夫してできる部分が多々あると思うので、津市では、これまで校長会等で十分にその働き方改革と言いますか、子どもたちと向き合う時間の確保について、やり取りをしていますし、今年度も引き続きしっかりと今までの各学校でやられていることの情報交換をやっていき、全国的な事例も含めて、しっかりと創意工夫でできる部分についてやっていきたいと考えております。制度についてはかなり津市が先進的に行っているのではないかなと思いますので、それを生かすためにも各学校のそういうお金に頼らない創意工夫も要するという考えです。

市長 上島先生がさっき言われたスクール・サポート連携に戻りますが、御指摘は教育委員会に早めに相談できるような体制にということでしたが、いかがでしょうか。

教育長 これも委員がおっしゃるとおり、スクール・サポート連携を入れた目的というのは、いわゆる重度化する前に早期の相談につなげるということです。先日、5月16日に校長会がありまして、午後から弁護士さんに来ていただいて、校長先生方への研修会を行いまして、不当要求等についてしっかり話をさせていただき、非常に好評でした。学校訪問で各学校を回って話をしているときにも、弁護士の方の話が本当に思った以上に分かりやすいとか、こういうことに気を付けたらいいのかなど、好評でしたので、引き続き、先ほどおっしゃっていただ

いたとおり、早期の対応につなげていきたいと思ひますし、これは新しい事業でもありますので、しっかり生かしていただきたくて思ひます。

上島委員 早期でなかなか気づかないことが多くて、後からあの時のあの人が聞いていたので、こうすればよかつたとかあるんです。やはり、そういうことを起こさないための研修も大事だと思ひます。それからもうひとつは、学校としては、「まあ何とかなるだろうし、頑張ってみようか。」というところで失敗することが多いもので、教育委員会がぱっと聞いたときに、これをどう対応しようというアンテナをたくさん張って、「これはちょっと困っているぞ」とか、教育委員会でも、どう対応しようというような連携をつくると随分違うんじゃないかと。教育委員会と言うと「これを言うともたうるさい怒られるし」ということではなくて、「やはりこのことでどうしたらいいか」という相談が気楽にできたり、あるいはこちらからそのような情報が入ったらアドバイスしてやるといった連携をつくってやらないことには、生かさせていけないんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

市長 では他、いかがですか。

中村委員 教員支援員ですけど、今後について、おそらく再任用の職員の方でやっていたかという、ある程度、人数に限度があるのかなと思ひますが、その辺りはどうしていくというお考えはありますか。

教育長 任用形態については、これは臨時職員の任用形態も変わるということもありますので、会計年度任用職員の導入ということもありますので、これを含めて、今後の検討課題として、おっしゃったことをしっかりと十分に考えていきたいと思ひます。

市長 他にないですか。では以上で2番の項を終わらして、次は3番目、教育大綱の改正に向けた今後の進め方についてといたします。事務局でたたき台というか、考え方のスケジュール案をつくってもらっていますので、資料3について下里さんから説明してもらえますか。

下里参事 まずお手元の資料の教育大綱でございますけども、これは平成29年に市長と教育委員様が学校現場で保護者の皆さまのお話を直接お聞きいただいて、学校現場が抱える今日的な課題や将来にわたり克服すべき課題ということで、今しなければならぬことを明確にした、地について大綱ということで策



定されたもので、3つの着眼点をもってやっております。1つめがご存知のとおり、教員が子どもたちと向き合う時間の確保、2つめが組織的、機動的な学校運営、3つ目がまち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備という大きな柱でやっております、これらの着眼点に係る具体的な施策というものにつきましては、平成30年4月に改正をいたしました教育振興ビジョンに反映させていただき、今現在、取組を進めております。次期教育大綱の策定にあたりましては、今後検討していただく参考ということで、現時点における各施策の取組状況や成果、課題などを現在、教育委員会の各所管に照会をして取りまとめておりますので、その整理が出来ましたら後日、皆様へ報告させていただきたいと思っております。市長がおっしゃられた資料3の1ページ目ですけれども、上段に次期教育大綱の策定スケジュール案ということで書かせていただいておりますので御覧ください。本日の協議をしていただいた後、総合教育会議の懇談会として7月か8月の最初ぐらいに教職員代表の方々、校長会の方々、PTA連合会の方々、幼稚園長会の方々から大綱に関わります御意見を頂戴いたしまして、10月から12月にかけて各1回、計3回の検討をお願いをいたしまして、1月に策定、公表とさせていただきたいと考えております。中段以降ですけれども、これが今の教育大綱を策定する時のスケジュールでございます。これは2カ年に渡ってやっているんですけれども、平成27年9月から大綱に着手しまして、懇談会や素案検討を行った後、29年1月に策定、公表というかたちで進めております。以上で簡単な御説明をさせていただきましたが、今後の進め方につきまして、御協議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

市長 ありがとうございます。ではどうぞ。御発言ください。またヒアリングというか、公式なかたちでの意見聴取というのは実施して、自由に御発言いただくとしても、実際には10月での議論というのは、今の大綱がどこまで実現をしているかということの、いわば振り返りをきちんとやらないと、どこをどう直すのか、あるいは全面的に変えるのかというのはなかなか判断しにくいかなという感じがいたします。どうでしょう。その辺り、もう少し具体的にどんなふうに進めようとしているのかを事務局からどうぞ。

下里参事 先ほどの御説明でも申し上げましたが、今、教育振興ビジョンに基づきましていろいろ施策をしているんですけれども、この大綱に基づく柱につきましても当然反映されておりますので、その辺りを重点的に、現在、各課において現状はどうなっているか、今後の課題としてはどういうことがあるのか、あるいはもうこの点につきましては完了しているとかをきちんと報告するように、照会をかけておまして、6月の最初か中旬ぐらいまでにはきちんとまとめさせ

ていただきまして、教育委員さんにもまた教育委員会を通じてお渡しさせていただくか、個別に郵送させていただくか分かりませんが、資料として、御説明も含めてお渡ししたいなと思っています。また市長につきましても、個別で御説明をさせていただきまして、この3回ぐらい行っていただく予定の検討会におきましては、十分その内容を御理解していただいたうえで検討いただけるように、準備を進めています。

上島委員 具体的に懇談会などのPTA内の話し合いとかでは、こういうことが目に見えてきて出来るようになってきたなどの事例が欲しいですね。例えば実は小中一貫教育をしていることによって部活動がどう効果的になったんだとか、例えば小学校の何年生からそういうことをしていくことによって、短期間で時間を取るか、長い期間で時間を取っていくのか、その中で効果が出ていますよとか、そういったことをきちんと出していけるような実践が欲しいし、また実践してほしいと思います。

市長 そうですね。全く私も賛成で、ひとつひとつ書いてあることに「これだけやりました、こういうことをやっています」という作文というか、自己満足的な分析をしてまとめてしまうのではなく、有機的に、今、上島委員がおっしゃったように、こういう方向性が書いてあるのに対してひとつの形としてこういうことができた。したがって我々はもうひとつ、次の高みを目指すとか、さらにもっとそういうことをこういうような方向で実践していきたいということですね。そういうことをきちんと受け止めて次の大綱を作りたいと、私も考えておりますので、実践を踏まえて、どうでしょうか。

教育長 今おっしゃっていただいたことは、本当によくわかります。作文ではなくて、実際に具体的な事象も捉えて、現実的にどんなことをやっていくべきか、できるかという辺りの現実性、具体性をしっかりと考えながら、それも提示しながら進めていきたいと感じます。

市長 どうですか。どうぞ。

上島委員 具体的、大事なんですけども、これからではなくてこの大綱をつくったときに「こういうことをちょっと目指したらできたよ」ということがなかったら、「これからやります」と、いつまでも「これからやります」では何も進まない。そうではなくて、ちょっとこの大綱をつくっただけでこんなことが、どこかの学校で「この学校でこんなことが始まったんです」とか、そういったことがや

はり欲しいと思います。

市長 それは私もさきほど少し言葉足らずだったかもしれません。あることに対して、実践したらこうなってきたみたいなことを次の大綱に書いてもいいんじゃないという気持ちでいます。そして、だから次はこういうところをさらに目指す、そういうものをさらに目指すといった生き生きした大綱となるようにと思います。

上島委員 よろしいですか。具体的に何かあると思うんです。例えばみさとの丘学園が小中一貫義務教育学校ですね。こういうことをしたことによりこうですよと、だからこれを広めようじゃないかと。極端に言えば小学校から中学校まで9年間あるんだから、小学校の4年生ぐらいだったら上級生に教えてもらいながら、球拾いでもいいからやってきた。そのことによってボールに慣れてきた、中学校の3年生になったときにそれが効果を表わしてきたんだと。そういった取組をやり出しましたよと、それが大事じゃないかなと。そういうものが具体的にあると、義務教育学校の効果というものははっきりと出てくるし、そういうものが欲しいなと思います。

市長 はい、どうぞ。教育長。

教育長 はい、先ほども申し上げた部分もあるかも知れませんが、実際に具体的に大綱に基づいて行われていることもたくさんありますので、先ほど申し上げましたとおり、しっかりと個々のひとつひとつについて検証をして、今後に取り組み、具体性を高めていきます。

中村委員 上島委員がおっしゃったように、これまでの、いわゆるこの大綱に基づいた進捗管理というのはしっかりやって、それを現場にも、市民の方に示すことが大事なことだなと思います。それがまず大事ですけど、これまで取り組んだ結果、今、この大綱を見せていただいて、作ったときは、私は関わっていなかったんですけども、いわゆる教員支援員であるとか、そういう制度の導入というものをメインにされているような気がするんです。この時間を確保するためにこういう制度を入れて、それを増やしていく。その段階はもう制度的には整いつつあるかなと思うので、それを踏まえて現場はどうなっているのかという、制度じゃなくて教育の中身をもう少しその現場から発信するような、そういうものも必要じゃないかなと思います。

市長 どうぞ。

教育長 実際に学校はいろいろ大綱や教育振興ビジョンに基づいてやっているわけですが、いろいろと苦労していることとか、難しいこととかも実際には起きておりますので、そういったことを含めてしっかり、もちろんこれは懇談会もやりますし、懇談会をせずとも学校とは逐次いろいろな情報交換をしていますので、その辺りを教育委員会において一方的な自己満足ではなくて、しっかりと現場の実態に基づいたものにしていく必要があると考えています。

市長 では、滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 先ほども市長も言われたんですが、検証すると言ってもなかなか難しいことだと思いますし、いいところだけを並べて作文をつくるのは簡単ですが、まだまだある課題ですね。少しは進展して、いい結果が出ているのかもしれないけれど、例えば教員が子どもたちと向き合う時間を確保するのは何のためかという、最終的には授業力の向上を図って子どもたちの学力を向上させるところが最終目的なので、これに本当に結びついているのかとか、まだまだ課題として洗い出さないといけないことがいっぱいあるかと思うんですね。これから本当にいい方向に向いているのかとか、言いづらいことでもやはり素直に反省して文章の中に入れて、さらにそれをどうしていくのかという、更なる高みと市長はおっしゃいましたけれども、現実を真摯に、表現したようなところでの現状分析、あるいは進捗状況の分析というのが必要ではないかなと思います。

市長 飾らない、逃げないということですね。どうぞ。

教育長 これは今日の表題でもありますように、もちろん、おっしゃるとおり、これは学力の向上が目的であって、子どもと向き合う時間の確保ということについて、そのためには本当におっしゃったように授業力をどうつけていくかということに尽きると思います。支援課中心でやっていますけれどもそれに向けての研修もしていきますし、ただ、教員の授業力をつけるというというのはなかなか、簡単なことではありませんので、この辺りの難しさも含めてしっかりと考えていきたいと思います。

富田委員 先ほど滝澤委員さんが言われたこととも重なるんですけども、まだ、この策定されて2年とちょっとということですので、成果ということ振り返

って評価することは非常に大事なことではあるんですけども、やはりこの間にすごく数値として上昇したものは、いくつかあったとしても、そうしたもののというのはやはり津市の教育としての本当の力になっているかどうかというところはやはり、懐疑的に見ないといけないところかなと思います。なかなか、教育というのはそうそう素早く効果が出るようなものではないですので、もちろん成果として、いくつか良くなった面ははっきりと主張していくことは大事なんですけども、なかなか成果は上がっていなくてもやはり「津市の教育としてはこういったことについて、強い信念を持って進めていくんだ」というところは、多少成果は表れなくても現状、こういう取組に力を入れて本気でやっていますけれども、現状ではこういうことはなかなか表れていませんということを、先ほどおっしゃられたように真摯に説明しながら、やはりこの津市としてどういうものを目指していくかについては強く主張していくというような、そういうものとして作り上げていっていただけたらと思います。

上島委員 一言だけよろしいですか。授業力の向上という分析をしっかりともらいたい。何をもちて授業力の向上なんだと。というのは子どもと向き合う時間と授業力の向上と、どう絡ませていくんだというところをもう少し分析していく必要があるんじゃないかと思います。

市長 まさにそうですよね。子どもと向き合う時間の確保と言って、そこを目指す方向にした、それで具体的にこういうことをやった。さあ、どうなってきたか。そういう動きのあるものを書けるのではないかなと思います。いよいよ今日から始まりますのでよろしくお願いいたします。

一点だけ確認をしておきますが、平成31年度までを対象期間としますと1ページが一番下のところに書いてありますのは、これは総合教育会議が始まって、そして大綱を総合教育会議で作ることになったので、総合教育会議のタームとして、一応市長の任期をにらみながら、あのときは少し中途半端なスタートだったので、平成31年と書いたのは私の前の任期が終わる時であったということです。たまたま私ももう一期ということになりましたが、これは元々、任期が新しく始まった市長がその任期の中、1年ぐらいの期間で、今の大綱を活かしながら次の大綱を作るというようなイメージで期間を設定して作っています。ですから、もしそれでよろしければ、次の大綱は令和2年度から2、3、4、5年度までの4年間、4年間の大綱を作るというかたちにしたいと私は思っていますが、よろしいですか。良ければ、その方向で準備を進めていくようにいたします。では以上で3番の協議を終わります。その他に入りますが、何か皆様からございますか。よろしいですか。では事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。それでは、その他のところは何もございませんので、これをもちまして本日の事項は全て終了いたしました。前葉市長から連絡があればお願いいたします。

市長 では以上をもちまして、第32回総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

一同 ありがとうございました。